

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	2	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業の事業再生の円滑化を目的として、「第二会社方式」による再生計画の認定制度を平成21年6月に創設。産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）に規定する「中小企業承継事業再生計画」の認定を受けた中小企業が、当該認定計画に従って事業譲受による不動産の所有権を取得した場合に本特例措置の対象となる。 ・特例措置の内容 不動産取得税の6分の1相当額を減額する。 		
関係条文	地方税法第73条の15、同法附則第11条の2第1項、同法附則第11条の4第5項第5号		
減収見込額	(初年度) - (▲27.18) (平年度) - (▲27.94) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しにより再生が可能な中小企業について、債務超過の解消、収益性の向上等に向けた再生計画の策定を、地域の関係機関や専門家等が連携して支援することにより、地域の中小企業の再生を図るとともに、雇用を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しなどにより再生が可能な中小企業者に対しては、私的整理において債権放棄等を伴った抜本的な事業再生を図る手法として、金融機関等による直接放棄を受ける方法（「直接放棄方式」）と、「第二会社方式」による方法とに大別される。 ここで第二会社方式における問題点として、事業再生に着手しようとする中小企業に負担となる再生計画の策定・実行に要する処理費用（トランザクションコスト）の存在がある。このトランザクションコストに着目すると、「第二会社方式」には、「直接放棄方式」には存在しない特有の課題として、事業を承継する第二会社において会社分割や事業譲受に伴う登録免許税や不動産取得税（一定の要件を満たす会社分割を除く。）の負担が発生するケースが多い。このため「直接放棄方式」と比べてトランザクションコストが多くかかることが「第二会社方式」の更なる活用促進に係る環境整備のための課題となっている。 さらにもう一つの問題として、第二会社方式については会社分割と事業譲受に分けられるが、会社分割については地方税法の中で一定の要件を満たす場合に不動産取得税を課すことができないという規定があり、一方で事業譲受にはそのような規定はない。このように同じ第二会社方式の中でも税制面での平準化が図られていないのが現状である。</p> <p>政策目的を達成するためには、中小企業に対して多様な再生手法を用意し、再生の機会をより多く提供していくことが重要である。その点で、直接放棄方式と第二会社方式、さらには会社分割と事業譲受において、税負担という側面で格差が生じていることは、中小企業にとって事業再生の選択肢を狭めることになる。特に、中小企業者が個人事業主の場合、第二会社方式の手法としては事業譲渡のみとなるため、不動産取得税の軽減措置がなくなることは、個人事業主にとって再生手法の選択肢が狭まることになる。よって、政策目的を実現するためにはイコールフッティングを図る（軽減措置の導入によりコスト面での平準化を図る）ことが必要。</p>		
本要望に対応する縮案	-		

	政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小企業・地域経済産業政策 21 経営革新・創業促進																							
合理性	政策の達成目標	中小企業再生支援協議会への相談件数を年間3,000件とし、再生計画完了件数を年間500件とする。																							
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	延長期間：平成23年4月1日～平成25年3月31日までの2年間。																							
	同上の期間中の達成目標	国47都道府県の中小企業再生支援協議会と連携し、「中小企業承継事業再生計画」の認定目標を、当該軽減措置の延長期間中は年間80件程度とする。																							
	政策目標の達成状況	<p>○中小企業再生支援協議会への相談件数・再生計画完了件数の推移</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>相談件数</th> <th>完了件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度</td> <td>3395件</td> <td>101件</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>2666件</td> <td>355件</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>2798件</td> <td>438件</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>2584件</td> <td>485件</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>2731件</td> <td>394件</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>3164件</td> <td>332件</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2873件</td> <td>476件（22年3月末時点）</td> </tr> </tbody> </table>		相談件数	完了件数	平成15年度	3395件	101件	平成16年度	2666件	355件	平成17年度	2798件	438件	平成18年度	2584件	485件	平成19年度	2731件	394件	平成20年度	3164件	332件	平成21年度	2873件
	相談件数	完了件数																							
平成15年度	3395件	101件																							
平成16年度	2666件	355件																							
平成17年度	2798件	438件																							
平成18年度	2584件	485件																							
平成19年度	2731件	394件																							
平成20年度	3164件	332件																							
平成21年度	2873件	476件（22年3月末時点）																							
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○適用期間内における本措置の適用事業者（法人）数</p> <p>平成23年度：18件（見込み）</p> <p>平成24年度：19件（見込み）</p>																							
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	不動産取得税が延長されなかった場合、直接放棄方式と第二会社方式、さらには会社分割と事業譲受において、税負担という側面で格差が生じてしまい、中小企業にとって事業再生の選択肢を狭めることとなる。特に、個人事業主の場合、第二会社方式の手法としては事業譲渡のみとなるため当該措置が無くなるとその影響は大きい。																							
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>○「中小企業承継事業再生計画」の認定を受けた場合の税制上の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録免許税の軽減措置（租税特別措置法第80条） 																							
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>中小企業再生支援協議会事業費</p> <p>各都道府県に設置している上記協議会について、中小企業の再生計画策定支援を行うための窓口専門家及び外部専門家の活動費等について予算措置</p> <p>23fy 予算要求額：45億円</p>																							
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	当該予算は、再生計画策定期階における支援措置であり、再生計画の実行段階を支援する本税制措置とはその支援の段階（ステージ）が異なる。																							
	要望の措置の妥当性	<p>再生計画を策定する場合、再生計画の策定・実行に要する処理費用（トランザクションコスト）が発生する。しかし、過剰債務状態にある中小企業が再生計画を策定するにあたってはキャッシュフローが満たされる計画としなければならない。そのためトランザクションコストの負担を最小限に抑える必要がある。</p> <p>このトランザクションコストに着目すると、「第二会社方式」には、「直接放棄方式」には存在しない特有の課題として、事業を承継する第二会社において会社分割や事業譲受に伴う登録免許税や不動産取得税（一定の要件を満たす会社分割を除く）の負担が発生するケースが多いため、「直接放棄方式」と比べてトランザクションコストが多くかかる。</p>																							

		<p>さらに、「第二会社方式」については会社分割と事業譲受に分けられるが、会社分割については地方税法の中で一定の要件を満たす場合には不動産取得税を課することができないという規定があるが、事業譲受にはそのような規定がない。同じ第二会社方式による再生計画の中でも事業譲受による場合は、税制面でのコストが他の再生手法よりも多くなる可能性がある。</p> <p>よって、「第二会社方式」における事業譲受の際の不動産取得税を軽減することにより、イコールフッティングを図り、キャッシュフローが必要な中小企業に対して多様な再生手法を用意し選択肢を広げることで、第二会社方式において事業譲受による再生計画を策定する場合でも再生計画が策定されやすくなるため、政策目的を達成するための政策手段として的確である。</p>
--	--	---

税負担軽減措置等の適用実績	22年7月末現在で中小企業承継事業再生計画の認定実績は3件あるが、これらの認定事業者については、本措置の適用実績は無い。
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>債権放棄を伴う再生計画には直接放棄方式と第二会社方式がある。実質的には同じように債権放棄を行うにも係わらず、第二会社方式には直接放棄方式には存在しない特有の課題として、事業を承継する第二会社方式においては登録免許税や不動産取得税（一定の要件をみたす会社分割を除く）の負担が発生する。</p> <p>また、同じ第二会社方式においても、会社分割では一定の要件をみたせば不動産取得税を課すことができないとあるが、事業譲受においては不動産取得税が課されてしまうといった格差が生じている。中小企業の再生においては、中小企業の実態や金融機関その他の利害関係者の意向も踏まえる必要があることから事業再生の選択肢を狭めることになる。特に個人事業主においては、第二会社方式の手法は事業譲渡に限られるため、本措置が無い場合、政策目的の達成に大きな足かせとなる。このことから、当該措置により再生手法間におけるイコールフッティングを図ることにより、政策目的の達成を寄与することになる。</p>
前回要望時の達成目標	全国47都道府県の中小企業再生支援協議会等と連携し、「中小企業承継事業再生計画」の認定目標を年間100程度とする。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	第二会社方式による再生計画の認定実績は、22年7月末現在で3件ある。これは、当該認定制度が平成21年6月に運用を開始し、約1年を経過したところであるが、制度発足後すぐに中小企業承継事業再生計画の認定申請が可能となるものではなく、そのベースとなる再生計画の策定には早い場合でも6ヶ月程度要することから、昨年度は残された期間が少なかったこと、また、リーマンショック以降、事業や収益改善の見通しが立てにくく時間を要するような難しい案件が増加していることにより、目標の達成には至らなかった。
これまでの要望経緯	平成21年度 創設